

1 処分年月日	令和2年2月27日
2 処分を受けたマンション管理業者に関する事項	
(1) 商号または名称	リストコンストラクション株式会社
(2) 主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市中区尾上町4-47
(3) 代表者氏名	代表取締役 北見 尚之
(4) 登録番号	国土交通大臣(4)第031449号
3 処分の内容	
<p>○指示処分(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条)</p> <p>(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。</p> <p>② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。</p> <p>③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。</p> <p>④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。</p> <p>(2) 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。)を令和2年3月27日までに文書をもって報告すること。 また、令和2年8月27日までに当該措置の実施状況を報告すること。</p>	
4 処分理由	
<p>被処分者が管理事務を受託している複数の管理組合において、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第87条第2項第1号イに定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合において、その月分として徴収された修繕積立金等金銭から当該月中の管理事務に要した費用を控除した残額を、翌月末日までに収納口座から保管口座に移し換えなかった。</p> <p>このことは、法第76条及び規則第87条第2項第1号イに違反し、法第81条本文に該当するものである。</p>	